



発行 東京都

目次

73

条 例

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例(総務局)……三
- 住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例……五
- 住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例(同)……六
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例(同)……六
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(同)……六
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(同)……七
- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(生活文化局)……八
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(東京都教育委員会)……八
- 東京都文教地区建築条例の一部を改正する条例(都市整備局)……八
- 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例(同)……八
- 東京都営住宅条例の一部を改正する条例(同)……九
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(環境局)……九
- 東京都公共下水道及び流域下水道の構造並びに終末処理場の維持管理の基準に関する条例の一部を改正する条例(下水道局)……九
- 東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例(東京消防庁)……九
- 火災予防条例の一部を改正する条例(同)……一〇

条例のあらまし

- 東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例(東京消防庁)……九
- 火災予防条例の一部を改正する条例(同)……一〇

●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例(条例第一一一号)

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二五年法律第二七号)の施行を踏まえ、都の執行機関が個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供を行うことができる事務を定めます。
- 二 この条例は、平成二八年一月一日ほかから施行します。

●住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例(条例第一一二号)

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二五年法律第二八号)の施行による住民基本台帳法(昭和四二年法律第八一号)の改正に伴い、都道府県知事保存本人確認情報の利用事務に個人番号の利用事務等を追加するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二八年一月一日ほかから施行します。

●住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第一一三号)

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施

行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二五年法律第二八号)の施行による住民基本台帳法(昭和四二年法律第八一号)の改正に伴い、指定情報処理機関に対する情報提供手数料の規定を廃止するほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例(条例第一一四号)

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二五年法律第二八号)の施行による電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成一四年法律第一五三号)の改正に伴い、地方公共団体が行う認証業務が廃止されるため条例を廃止します。

二 この条例は、平成二八年一月一日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一一五号)

一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めます。

二 この条例は、平成二八年一月一日ほかから施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一一六号)

一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めます。

二 この条例は、平成二八年四月一日ほかから施行します。

●特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第一一七号)

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二五年法律第二八号)の施行による住民基本台帳法(昭和四二年法律第八一号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第一一八号)

一 特別支援教育の推進を図るため、東京都立城東特別支援学校を設置します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都文教地区建築条例の一部を改正する条例(条例第一一九号)

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二七年法律第四五号)の施行を踏まえ、文教地区内の建築制限の対象からダンスホール等を除外するほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二〇号)

一 新宿区における町の区域及び名称の変更に伴い、日影規制の対象区域の表示を改めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都営住宅条例の一部を改正する条例(条例第一二一号)

一 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二七年法律第二〇号)の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二二号)

一 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和四三年一月厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第一号)等の改正に伴い、騒音及び振動の規制基準に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都公共下水道及び流域下水道の構造並びに終末処理場の維持管理の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二三号)

一 水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二二号)の施行による下水道法(昭和三十三年法律第七九号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二四号)

一 東京消防庁芝消防署の位置を改めます。

港区新橋六丁目一八番一五号

↓ 港区東新橋二丁目一三番七号

二 この条例は、平成二十七年一〇月二八日から施行します。

●火災予防条例の一部を改正する条例(条例第一二五号)

一 消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成二十三年総務省令第五五号)の施行による消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の改正を踏まえ、各種講習の再講習の期限を改めます。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

### 条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第百十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)第九条第二項に基づく個人番号及び特定個人情報情報の利用並びに法第十九条に基づく特定個人情報情報の提供に  
関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人情報 法第二条第三項に規定する個人情報のうち、東京都(以下「都」という。)の執行機関が保有するものをいう。

二 個人番号 法第二条第五項に規定する個人番号をいう。

三 特定個人情報 個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コード以外のものを含む。以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。

(都の責務)

第三条 都の執行機関は、個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、都の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号及び特定個人情報情報の利用範囲)

第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる都の執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び法別表第二の第二欄に掲げる事務のうち都の執行機関が行うものとする。

2 都の執行機関は、法別表第二の第二欄に掲げる事務のうち当該都の執行機関が行うものを処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該都の執行機関が保有するものを利用することができる。

3 前項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の情報の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第五条 別表第二の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合、同表の第三欄に掲げる機関は、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することができる。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第四条第二項及び第三項の規定は、法別表第二の施行の日から施行する。

別表第一(第四条関係)

執行機関	事務
一 知事	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成二十二年東京都規則第九十四号。以下「都難病規則」という。)による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
二 知事	都難病規則によるB型ウイルス肝炎又はC型ウイルス肝炎に罹患した者に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
三 知事	東京都重度心身障害者手当条例(昭和四十八年東京都条例第六十八号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
四 知事	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年東京都規則第十二号)による精神通院医療費

の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第一百二十二号)による結核患者の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

東京都立学校の授業料等徴収条例(昭和二十二年東京都条例第九十一号)による授業料及び通信教育受講料の減免に関する事務であつて東京都教育委員会規則で定めるもの

高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条第一号、第二号及び第四号に規定する高等学校等(私立のもの及び東京都立産業技術高等専門学校を除く。以下「東京都国公立高等学校等」という。)における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて東京都教育委員会規則で定めるもの

別表第二(第五条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一 教育委員会	東京都立学校の授業料等徴収条例による授業料及び通信教育受講料の減免に関する事務であつて東京都教育委員会規則で定めるもの	知事	生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であつて規則で定めるもの
二 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて東京都教育委員会規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
三 教育委員会	東京都国公立高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて東京都教育委員会規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第百十二号

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例

第一条 住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例（平成十九年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例

第一条中「保存期間に係る本人確認情報（法第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないもの）」を「都道府県知事保存本人確認情報（法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報）」に改める。

第二条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

第三条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に改める。

第四条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第五条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第三十条の七第四項第二号」を「第三十条の十三第一項」に改める。

第六条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第三十条の七第四項第二号」を「第三十条の十三第一項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第七条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に、「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に、「第三十条の七第四項第二号」を「第三十条の十三第一項」に改める。

第二条 住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を次のように改正する。

第二条中「定める事務」の下に「のうち、知事が都道府県知事保存本人確認情報（個人番号（法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び住民票コード（法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を除く。）を利用することができるもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務のうち、知事が都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。）を利用することができるものは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例（平成二十七年東京都条例第百十一号）第四条第一項に規定する事務のうち、知事が行うものとする。

第三条中「事務」の下に「のうち、知事が都道府県知事保存本人確認情報（個人番号及び住民票コードを除く。）を提供することができるもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第三十条の十五第二項に規定する条例で定める他の執行機関及び事務のうち、知事が都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。）を提供することができるものは、別表第二の二のとおりとする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二(第三条関係)

提供を受ける他の執行機関	事
教育委員会	務
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第五条第一項に規定する事務	

附則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十八年一月一日から施行する。

住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百十三号

住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法関係手数料条例(平成十四年東京都条例第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条第一項中「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十二第一項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条を第二条とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百十四号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する

条例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成十五年東京都条例第百四十三号)は、廃止する。

附則

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 この条例による廃止前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(以下「旧条例」という。)第二条第一項に規定する発行手数料及び第三条第一項に規定する情報提供手数料に係る取扱いについては、旧条例第二条第一項から第三項まで並びに第三条第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第二条第二項中「指定認証機関」とあるのは「地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)第一条に規定する地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)」と、同条第三項中「指定認証機関」とあるのは「機構」と、「法第三十四条第四項の規定により当該指定認証機関」とあるのは「機構」と、「法第三十四条第五項の規定により当該指定認証機関」とあるのは「機構」とする。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百十五号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第百六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中一の項を削り、一の二の項を一の項とし、同表五十三の項中「、歯科技

工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号。以下この項において「政令」といふ。)及びハからチまでを削る。

附則

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第二条の表五十三の項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例(平成二十七年東京都条例第百十四号)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる徴収及び納付に係る事務については、各特別区が処理することとする。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百十六号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第百七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中一の項を削り、一の二の項を一の項とし、同表二十八の項へ中「ホ」を「ル」に改め、「各市町村」の下に「(八王子市を除く。)」を加え、同項中へをヲとし、ホをルとし、同項二中「各市町村」の下に「(八王子市を除く。)」を加え、同項中二をリとし、リの次に次のように加える。

ヌ 法第三十条第一項の規定による報告の受理及び同条第二項の規定による報告の徴収 八王子市

第二条の表二十八の項中ハをへとし、への次に次のように加える。

ト 法第二十八条の規定による教育・保育等に関する情報の提供 八王子市  
チ 法第二十九条第一項の規定による認定こども園に係る変更の届出 八王子市

の受理及び同条第二項による当該届出に係る事項についての周知

第二条の表二十八の項中ロをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第七条第一項の規定による認定こども園の認定の取消し、同条第二項による当該取消しの公表及び同条第三項による当該取消しに係る公示 八王子市

ホ 法第八条第一項の規定による関係地方公共団体の機関との協議 八王子市

第二条の表二十八の項イ中「各市町村」の下に「(八王子市を除く。)」を加え、同項中イをロとし、同項にイとして次のように加える。

イ 法第三条第一項又は第三項の規定による認定こども園の認定 八王子市

第二条の表二十九の六の十一の項中「、歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号。以下この項において「政令」といふ。)」及びハからチまでを削り、同表二十九の十の項中「、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」を「及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十一年政令第二号。以下この項において「改正令」といふ。)」第一条の規定による改正前の政令(以下この項において「旧令」といふ。))及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号。以下この項において「改正省令」といふ。)」及びタからネまでを削る。

附則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の表一の項の改正規定は平成二十八年一月一日から、同表二十九の六の十一の項及び二十九の十の項の改正規定は公布の日から施行する。

2 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例(平成二十七年東京都条例第百十四号)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる徴収及び納付に係る事務については、各市町村が処理することとする。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第十七号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成十年東京都条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第三十条の七第五項」を「第三十条の十一第一項」に、「他の道府県知事(同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、当該指定情報処理機関)」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に、「第三十条の八」を「第三十条の十五第一項」に、「当該情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第一百十八号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例(昭和三十九年東京都条例第一百三十三号)の一部を次のように改正する。

別表四の項中「同 青山特別支援学校」港区南青山二丁目三十三番七十七号」を

同 青山特別支援学校 港区南青山二丁目三十三番七十七号

同 城東特別支援学校 江東区大島六丁目七番三号

附 則

に改める。

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 東京都立城東特別支援学校の位置は、この条例による改正後の東京都立学校設置条例別表の規定にかかわらず、平成二十八年八月三十一日までの間において東京都教育委員会規則で定める日までの間は、江東区東陽四丁目十一番四十五号とする。

東京都文教地区建築条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第一百十九号

東京都文教地区建築条例の一部を改正する条例

第一条 東京都文教地区建築条例(昭和二十五年東京都条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

別表一 一の項及び別表二 一の項中「第六号まで又は」を「第三号まで、第五号及び第六号並びに」に改め、「同条第六項各号」の下に「のいずれか」を加える。

第二条 東京都文教地区建築条例の一部を次のように改正する。

別表一 一の項及び別表二 一の項中「、第五号及び第六号並びに」を「及び」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十五号)附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二十号

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正す



る条例

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和五十三年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第五 一の項中「坂町」を「四谷坂町」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二百一十一号

東京都営住宅条例の一部を改正する条例

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。  
第七条第四項中「第二十九条第一項」を「第三十九条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二百二十二号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項第二号中「第六十三条」を「第六十二条の五」に改める。

別表第七 五の項中「及び老人福祉法」を「老人福祉法」に改め、「老人ホーム」という。）の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こ

ども園（以下「認定こども園」という。）」を加え、同表六の項中「及び老人ホーム」を「老人ホーム及び認定こども園」に改める。

別表第十二及び別表第十三中「及び老人ホーム」を「老人ホーム及び認定こども園」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都公共下水道及び流域下水道の構造並びに終末処理場の維持管理の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二百二十三号

東京都公共下水道及び流域下水道の構造並びに終末処理場の維持管理の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都公共下水道及び流域下水道の構造並びに終末処理場の維持管理の基準に関する条例（平成二十五年東京都条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の十に」を「第二十五条の十八に」に、「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二百二十四号

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
 東京消防庁の設置等に関する条例(昭和三十八年東京都条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表東京消防庁芝消防署の項位置の欄を次のように改める。

港区東新橋二丁目十三番七号

附則

この条例は、平成二十七年十月二十八日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二百二十五号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の二の三第二項及び第五十五条の三の三第六項中「交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

